

2021年12月

経営Q&A

回答者

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦

契約社員・パート社員などの処遇改善に取り組む事業主への支援

～「キャリアアップ助成金」活用のポイント～

Question

【相談者：生活雑貨小売業B社 代表取締役T氏】

当社は、現在、「売上拡大に向けた店舗体制確保」に悩んでいます。最近、ようやく売上が戻り始め、店舗の営業時間を延長することにしました。

しかしながら、シフト勤務しているパート社員の勤務時間を延長すると、社会保険の適用を受けることになり、会社の負担が増えることとなります。まだ、売上も増え始めたばかりで、現在の状況では保険料負担に対する資金的な余裕がなく、苦慮しています。「勤務時間の延長」に伴う「社会保険料の負担増」について、国の助成制度で活用できるものがあれば利用したいと考えています。当社で活用できるものはあるでしょうか。

Answer

社会保険料の負担増加は、売上の伸びがまだ充分ではない状況では、企業経営において楽観できない課題です。しかしながら、今後、社会保険の適用拡大が進み、2022年10月には従業員101人以上、2024年10月には従業員51人以上の企業で、週20時間以上勤務する従業員は社会保険の対象となる予定です。

将来を考えると、社会保険の適用は、従業員の処遇改善の視点からも、前向きにとらえていくことをお勧めします。

その上で、パート社員などいわゆる「非正規雇用労働者」の正社員化や処遇改善には、「キャリアアップ助成金」が活用できます。

「キャリアアップ助成金」には各種コースがありますが、御社の場合、「短時間労働者労働時間延長コース」の活用をご検討ください。助成金を受けることにより、当面の社会保険料負担を軽減することが可能です。



日本政策金融公庫
国民生活事業

キャリアアップ助成金について

キャリアアップ助成金は、契約社員・パート・アルバイトなど、いわゆる非正規雇用労働者（有期雇用労働者や短時間労働者）の正社員化・処遇改善の取り組みをおこなう事業主に対して助成する制度です。

従業員の意欲・能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するためにご活用ください。

なお、この助成金は雇用保険適用事業所の事業主であることが前提となります。

<キャリアアップ助成金の概要>

（助成額は、中小企業の場合で、特に記載のない場合は1人当たりの金額）

正社員化コース	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用労働者や派遣労働者を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合 ・助成額：有期から正規 57万円 有期から無期または無期から正規 28.5万円 *各種加算措置あり
障害者正社員コース	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方（身体・知的・精神障害、発達障害、難病患者など）について、有期雇用から正規雇用または無期雇用へ転換、もしくは無期雇用から正規雇用へ転換した場合 ・助成額：重度以外の身体・知的障害、発達障害、難病患者などの場合（下記金額を2期に分割して助成） 有期から正規 90万円 有期から無期または無期から正規 45万円
賃金規定等改定コース	<ul style="list-style-type: none"> ・「すべて」または「一部」の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合 ・助成額：すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 （対象労働者数） 1～3人 9.5万円（1事業所当たり） 4～6人 19万円（1事業所当たり） 7～10人 28.5万円（1事業所当たり） 11人～100人 2.85万円（1人当たり） *増額率などによる加算あり

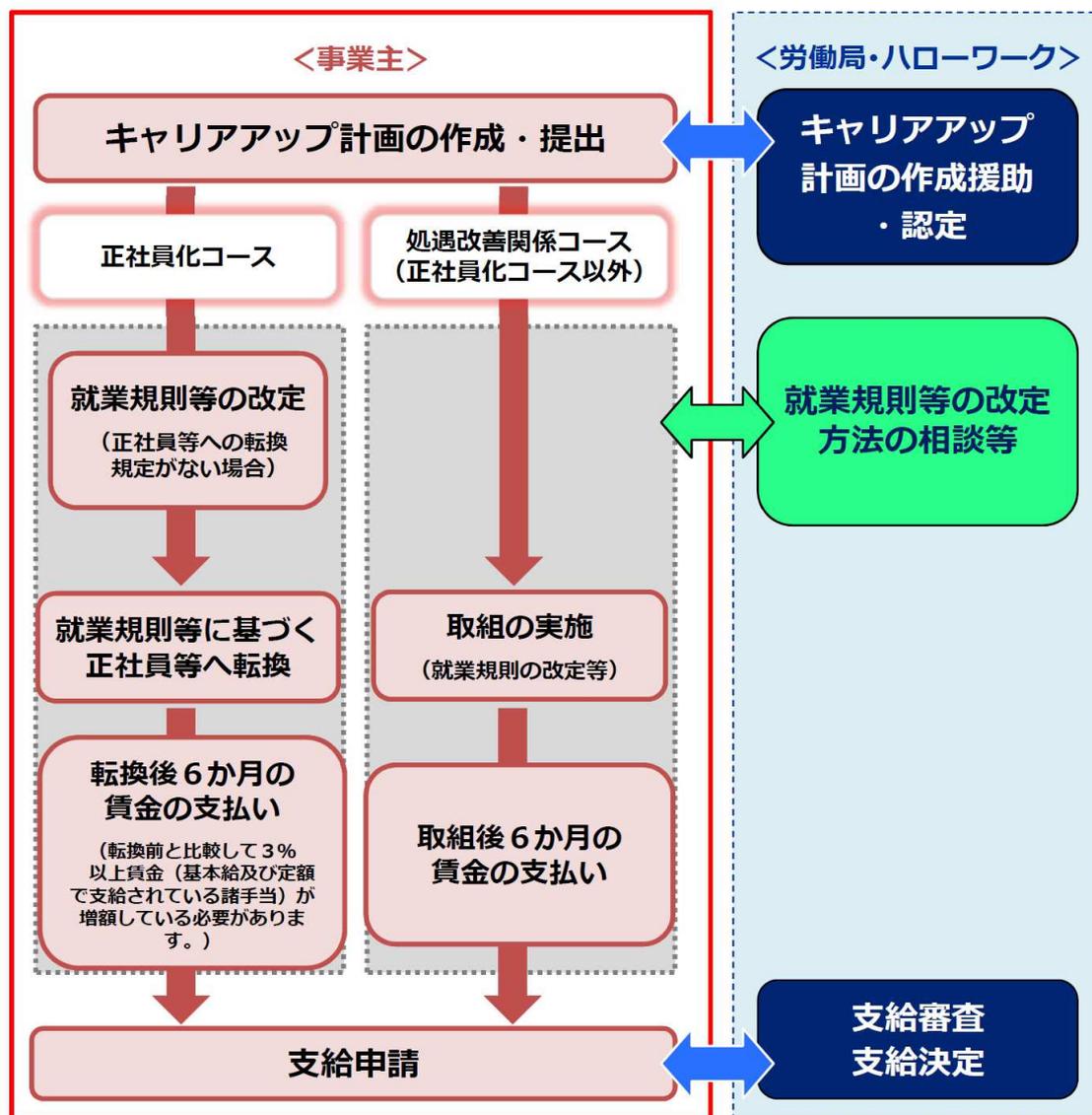
賃金規定等共通化コース	<ul style="list-style-type: none"> • 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合 • 助成額：57万円（1事業所当たり） *対象労働者数などによる加算あり
諸手当制度等共通化コース	<ul style="list-style-type: none"> • 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を新たに作成し、適用した場合 • または、有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに作成し、延べ4人以上実施した場合 • 助成額：38万円（1事業所当たり） *対象労働者数、共通化した諸手当数などによる加算あり
選択的適用拡大導入時 処遇改善コース	<ul style="list-style-type: none"> • 有期雇用労働者等を新たに社会保険の被保険者とした場合（労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施する事業主が対象） • 助成額：19万円（1事業所当たり） *対象被保険者の基本給を一定以上増額した場合などによる加算あり
短時間労働者 労働時間延長コース	<ul style="list-style-type: none"> • 有期雇用労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長、または週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長するとともに処遇の改善を図り、新たに社会保険の被保険者とした場合 • 助成額：短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合 22.5万円 *手取り収入が減少しないよう、対象被保険者の基本給を一定以上増額した場合などによる加算あり

*助成金の金額について、2021年11月19日、厚生労働省は「キャリアアップ助成金の見直し等に関するパブリックコメントの募集」を開始し、現在、金額を増額する方向で検討されています。

キャリアアップ助成金を受給するための手続き

～キャリアアップ計画を策定することから始まります～

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コース実施日の前日までに「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



*障害者正社員コースの場合は、上記の正社員化コースに準じます。

キャリアアップ計画について

キャリアアップ計画とは

有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、今後のおおまかな取り組みイメージをあらかじめ記載するものです。

- ・3年以上5年以内の計画期間を定めます。
 - ・キャリアアップ管理者（キャリアアップの実行に向けて必要な知識や経験のある方）を決めます。
 - ・計画対象者、目標、期間、事業主として行う取り組みなどを記載します。
 - ・有期雇用労働者等を含む全労働者の代表（労働者代表）から意見を聴きます。
- なお、計画開始日は、キャリアアップ計画書の提出日の翌日以降とします。

キャリアアップ助成金の活用具体例

～短時間労働者労働時間延長コースを利用した生活雑貨小売業の場合～

- ・これまで、パート社員10人は、週25時間のシフト勤務（1日5時間勤務を週5日）であったが、売上拡大に向けて、週30時間のシフト勤務（1日6時間勤務を週5日）とし、社会保険の被保険者とした。
- ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間延長し、新たに社会保険に適用したことにより、
1人当たり22万5,000円、10人で225万円の助成金を受給。

キャリアアップ助成金の詳細について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金のパンフレットについて（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000765576.pdf>



日本政策金融公庫
国民生活事業

助成金の申請は社労士へお任せください

～労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は社労士の業務です～

お近くの社労士をお探しの際は（全国社会保険労務士会連合会）

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tabid/527/Default.aspx>

《執筆者紹介》

レジリエンス社会保険労務士法人 東京・世田谷

代表社員 清水 光彦（しみず みつひこ）

東京都社会保険労務士会 常任理事・山手統括支部長

日本FP協会 CFP®認定者

「人財」が企業を成長させていきます。

成長する企業には、成長に合わせた人事労務を。

当社労士法人では、労働・社会保険諸法令に則った手続き業務のみならず、

幅広い業種に対応した人事労務コンサルティングを提供しています。

ホームページ：<https://www.resilience-sr.jp/>

お問い合わせ：当法人ホームページのお問い合わせメールフォームをご利用ください

<https://www.resilience-sr.jp/serv-contact.html>



日本政策金融公庫
国民生活事業